

秋田県建設産業活性化センター長表彰要領

(表彰の目的)

第1条 この要領は、建設産業の広報活動に関して優れた取組を行っている団体等や優れた工事成績を収めた若手技術者を表彰することにより、秋田県における建設産業の人材確保及び育成を図ることを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は次のとおりとする。

- (1) 優良建設産業広報表彰、優良建設産業広報チャレンジ表彰
- (2) 優良若手技術者表彰

(対象者)

第3条 別表第1に定める審査基準をすべて満たす者の中から選定する。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、被表彰者を決定するものとする。

- 2 優良建設産業広報表彰及び優良建設産業広報チャレンジ表彰は、公募を行うこととし、応募があった者の中から、被表彰者を決定するものとする。
- 3 選考委員会の構成は別表第2のとおりとする。

(被表彰者)

第5条 被表彰者は、優良建設産業広報表彰及び優良建設産業広報チャレンジ表彰においては団体又は企業又は個人、優良若手技術者表彰においては、県内建設企業に所属する監理技術者又は主任技術者とする。

(事務局)

第6条 事務局は、技術管理課に置く。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表第1

区 分	審査基準
優良建設産業広報表彰	(1) 関係法令等を遵守していること。
優良建設産業広報チャレンジ表彰	(2) 県が出資等を行っている企業、又は県が出資等を行っている企業に雇用されていないこと。
優良若手技術者表彰	(1) 当該工事の成績が優秀であること。
	(2) 当該工事において労働災害がないこと。
	(3) 関係法令等を遵守していること。
	(4) 県が出資等を行っている企業に雇用されていないこと。
	(5) 県内企業に雇用されていること。
	(6) 若年者であること。

別表第2 秋田県建設産業活性化センター長表彰選考委員会

委員長	・建設政策課担当事務次長
委員	・建設政策課長 ・技術管理課長 ・マーケティング戦略課長（優良建設産業広報表彰、優良建設産業広報チャレンジ表彰に限る） ・委員長が指名した者
事務局	・技術管理課